

声 明

憲法、国会、国民無視の「安保関連3文書」・「原発復権政策」・「次年度予算案」の撤回を強く求める！

2022.12.28

9条地球憲章の会 代表 堀尾輝久・事務局長 目良誠二郎

12月16日、岸田内閣は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の3文書を閣議決定しました。今回の改定は、戦後日本が自民党政権の下でもかろうじて国是として看板にしてきた「専守防衛」「軍事大国にならない」という従来の方針を根本から転換し、「敵基地攻撃能力の保有」（事実上の先制攻撃）も可能だと強弁し、そのための増税を含めた実行プランを確定したものです。

22日には、従来の「2030年代の原発稼働ゼロ」の政府方針を180度転換し、「原発の稼働期間の60年超」と「新型炉への原発建て替え」を可能とする基本方針を閣議決定しました。

さらに、23日、上記の閣議決定を実際に実行するための過大に膨らみ歪んだ「23年度予算案」をも閣議決定しました。以上わずか一週間のできごとです。

重大な国の基本方針を大転換するこれらの閣議決定は、「識者会議」などの密室でこっそり練り上げられ、矢継ぎ早に「決定」されたものです。

主権者としての国民的論議も、国権の最高機関である国会の審議もほとんどありませんでした。まさに、国民主権と立憲主義にもとづく民主主義の原則を乱暴に踏みにじった「クーデター」とも言える暴挙です。

特に、今年2月に始まったロシアのウクライナへの侵略戦争が泥沼化し、世界が不安定化を深めている中で、日本政府が平和への何らの外交的努力を模索することもなく、「敵基地攻撃能力の保有」と世界第3位の軍事大国となる「大軍拡（防衛費倍増）」の方針を公然と打ち出したことは、戦後70余年にわたってかろうじて保持してきた「専守防衛」政策の破棄を意味します。

また、2015年に強行した安保（戦争）法制の「集団的自衛権の行使」容認と相まって、何らかの米国の武力衝突が日本の「存立危機事態」と認定さえすれば、その相手国の軍事基地のみならず、国の中枢機関にまで先制武力攻撃をする可能性（能力と意思）を宣言したものです。

これは事実上の憲法9条の破棄に他なりません。さらに、軍事的な国際緊張の高まりを理由にした敵基地攻撃を含む大軍拡とそれに向かった体制強化などは、むしろ逆に地域の軍事的緊張を高めるもので、日本は国内的にも国際的にも極めて危険なステージに駆け上がってしまうこととなります。

「9条地球憲章の会」は、日本国憲法の「非戦・非武装・非核・非暴力」の精神で世界中の人々の「平和に生きる権利」を求める「地球平和憲章 日本発モデル案」を2021年5月に公表しました。私たちは、その中で「今や、戦争は違法であり、犯罪であり、条理に反し、人道に背く、絶対悪であると言わなければなりません。」「戦争は常に、“正義”の名のもとに、“平和”のために、“自衛”のためを口実に行われます。」「軍拡や軍事同盟による抑止力は、かえって戦争の危機やさらなる軍拡競争を招きます。」と訴えてきました。

こうした私たちの懸念が、まさに絵に描いたように練り広げられようとしている今こそ、「戦争と、戦争につながる行為を止めさせ、平和に生きる権利をひとりひとりが主張し、みんなで実現しよう」と、日本と世界中の市民に呼びかけます。



URL (<https://www.9peacecharter.org>)

Mail (9.globalpeace@gmail.com)